

議事日程第4号

令和2年9月7日(月)

第1 議案上程(議案第96号から第114号まで並びに報告第8号及び第9号)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員付託

第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠

総務企画部長	佐藤透	市民福祉部長	山田政信
観光文化スポーツ部長	小玉博文	産業建設部長	柏崎潤一
企業局長	八端隆公	総務課長	鈴木健
企画政策課長	伊藤徹	財政課長	佐藤静代
福祉課長	小澤田一志	病院事務局長	田村力
会計管理者	平塚敦子	教育総務課長	太田穰
監査事務局長	高桑淳	企業局管理課長	三浦幸樹
選管事務局長	(総務課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に市長より発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さん、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして御報告を申し上げます。

先日、秋田中央保健所管内において新型コロナウイルス感染症の感染者が新たに確認されました。市民が新型コロナウイルスへの感染に不安を感じているとの声がある中で、インフルエンザ予防接種が新型コロナウイルスの重症化を予防できる可能性もあること、同時流行により医療機関が逼迫する状況も想定されることなど、市民の安全と安心の確保の面からも、インフルエンザ予防接種の助成について、今年度に限り、対象者を拡大することといたしました。

助成につきましては、生後6カ月から13歳未満の子どもについては1回につき1,000円を2回まで、13歳以上の方には1回につき1,000円を1回までといたします。

今後も引き続き感染症の拡大防止対策の徹底と、市民の不安解消などに努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第96号から第114号まで並びに報告第8号及び第9号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第96号から第114号まで並びに報告第8号及び第9号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） おはようございます。

それでは、私から総務企画部に関わる議案第101号から議案第104号までの各議案について御説明をいたします。

恐れ入りますが議案書の6ページをお願いいたします。

最初に、議案第101号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。一般職の職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に、給料と、これに対する地域手当のほか寒冷地手当を加えるため、条文の文言を整理するものであります。主には時間外勤務手当であります。他県の給与条例を準用する独立行政法人に対して寒冷地手当を算定基準に含めないことは労働基準法に抵触するとの勧告がなされ、総務省から適正な算出をするよう求められたものであります。

附則として、施行期日を公布の日からとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第102号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る感染症防疫作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。附則に、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を追加するもので、第4項では、対象となる作業について規則で定めるものに従事したときとし、第5項では、支給額に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で規則で定めるとするものであります。規則では、支給対象となる作業について、新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、または付着している恐れがある建物、車両の消毒などの業務、支給額については、従事した

日1日につき3,000円とし、新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して、またはこれらのものに長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は4,000円を支給するとするものであります。

附則として、施行期日を公布の日からとするものでありますが、改正の規定は令和2年8月3日から適用するものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第103号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、若美幼稚園の閉園に伴い、幼稚園に係る職を整理するもののほか、規定を整理するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

条文の第1条は、男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、表は改正前、改正後の新旧対照表ですが、第2条第2項の旅費については、錯誤による条文整理で、別表の32項、33項及び34項については、幼稚園等に係る項目を削除するものであります。

次のページをお願いします。

第2条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、表は改正前、改正後の新旧対照表であります。別表第4の標準職務表の欄から幼稚園教諭等の役職名を削除するものであります。

次のページをお願いします。

附則として、施行期日を令和3年4月1日からとするものでありますが、第1条の規定による改正後の条例第2条第2項の規定については、公布の日からとするものであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第104号男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

表は、改正前、改正後の新旧対照表であります。地方税法の一部改正に伴い、地方税法に規定する「特例基準割合」という用語が「延滞金特例基準割合」となるなど、文言の整理が必要となることから条文の整理を行うものであります。

附則として、第1項では施行期日を令和3年1月1日からとするもので、第2項では経過措置について定めるものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第105号から第107号及び議案第111号について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の17ページをお願いいたします。

初めに、議案第105号男鹿市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、男鹿市中央デイサービスセンターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。中央デイサービスセンターにつきましては、現在、指定管理を受けている社会福祉協議会において、令和3年3月31日をもって指定管理を終了したいとの申出があり、今後の運営について検討した結果、介護保険制度導入により、民間法人が設置するデイサービスセンターが多数あるなど、設置した当時と状況が異なっており、公設でデイサービスセンターを続ける必要性が薄れてきていること、今後は老朽化に伴い多額な修繕料が懸念されることなど総合的に判断し、廃止することとしたものであります。

次の18ページは、改正前と改正後の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、第2条で定めるデイサービスセンターの名称及び位置から、男鹿市中央デイサービスセンターを削除するものであります。

施行期日は令和3年4月1日であります。

19ページをお願いいたします。

次に、議案第106号男鹿市介護保険条例及び男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、地方税法の一部改正による延滞金の特例基準割合の名称変更等に伴い、延滞金の割合の特例に関し条文の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

次の20ページ、21ページは、改正前と改正後の新旧対照表であります。

改正内容であります。租税特別措置法の改正により、条文の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」へ名称を変更するほか、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたことから文言を整理するものであります。第1条は男鹿市介護保険条例の一部改正、第2条は男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

施行期日は令和3年1月1日であります。

22ページをお願いいたします。

次に、議案第107号男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、国の省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、経過措置期間の延長を行うとともに主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次の23ページ、24ページは、改正前と改正後の新旧対照表であります。

改正内容であります。第4条第2項において、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合、管理者としない取扱いを可能とするよう改正するものであります。

また、附則の改正は、主任介護支援専門員でないものが管理者である場合の経過措置期間の延長で、令和3年3月31日から令和9年3月31日とするものであります。

施行期日は公布の日からであります。第4条第2項の管理者要件の緩和につきましては、令和3年4月1日からとするものであります。

次に、34ページをお願いいたします。

次に、議案第111号財産の無償譲渡についてであります。

本件は、平成4年に男鹿市が委託するデイサービス事業の送迎車両の保管等を目的として建設し、無償貸与してきました車庫であります。腐食によりさびや外壁の剥離など老朽化が進み、改修や解体が必要な状態となっており、デイサービス事業を行っていた男鹿偕生会へ無償譲渡いたしたいというものであります。

譲渡する建物は、男鹿市船越字前野43番地1、鉄骨造平家建て87平方メートルで、譲渡する相手は社会福祉法人男鹿偕生会であります。

なお、男鹿偕生会におけるデイサービス事業は、令和2年3月31日付で事業廃止となっておりますが、今後、男鹿偕生会では、この車庫を含む建物及び敷地を災害やコミュニティなど地域福祉拠点として活用してまいりたいと伺っております。

以上で補足説明を終わりますが、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、小玉観光文化スポーツ部長の説明を求めます。小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） おはようございます。

私からは、議案第109号男鹿市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開きください。

本議案は、男鹿市体育施設等の指定管理者を新たに公募するに当たり、若美中央公園内の多目的広場について、公園施設として位置付けるほか、これまで本条例の施行規則で規定していた公園で物販等の行為を行う場合に徴収する使用料について、本条例の本則に規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

施行期日は公布の日からとしております。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお開きください。

これは条例の改正前と改正後の新旧対照表であります。改正箇所は太枠で示した部分及び下線で引かれた部分であります。

第2条で名称、公園施設及び位置を規定しておりますが、ここに公園施設として多目的広場を追加するものであります。

次に、使用料に係る規定を整備することとし、第10条使用料、第13条使用料の

不還付、第15条使用料の減免を規定するほか、金額を別表第1として規定するものであります。

なお、この使用料に係る規定につきましては、これまで規則で定めていたものを条例により定めることとしたものであり、内容については変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、柏崎産業建設部長の説明を求めます。柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） おはようございます。

私からは、議案第110号について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第110号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

改正理由は、都市公園の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正前、改正後の新旧対照表であります。

第8条の指定管理者による管理、第9条指定管理者が行う業務、第10条指定管理者が行う管理の基準、第23条指定管理者の不在等の場合における管理の改条文において、指定管理者による管理を「有料公園施設」としている条文内容を「都市公園」とする内容に変更するものであります。この改正により、これまで「有料公園施設」に限定しておりました指定管理者による管理を公園施設全体で行えるようにするものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、太田教育総務課長の説明を求めます。太田教育総務課長

【教育総務課長 太田穰君 登壇】

○教育総務課長（太田穰君） おはようございます。

私からは、議案第108号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第108号男鹿市立幼稚園条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、若美幼稚園の閉園に伴い、本条例を廃止するものであります。

本条例の施行期日は令和3年4月1日であります。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。15番三浦利通君の発言を許します。15番

○15番（三浦利通君） おはようございます。

私からは議案第101号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、先ほど佐藤部長からも若干御説明がありましたけれども、今回の台風10号もあのぐらいのあらかじめ国等も相当の強い台風だということで危機意識を訴えて対策等を講じて、この後どのぐらいの被害になるのかまだ現在では未定ですけれども、いずれにしても先回の台風9号を初め、今年はたまたま台風の発生数は少ないわけですが、大型の台風が今言ったように発生して日本に来ていると。前々から言われていることは、温暖化によるこういう状況が強くなってきたと。一方では冬場、たまたま昨年この地域でも雪の量が少なく、せいぜい除雪をしたのは2日、3日ぐらいあったかないかというようなことで、除雪費もあまりかからなくてよかったです。これも温暖化現象の一端ではないかなと思っておりますけれども、そんな状況の中で、この101号改正後の中で寒冷地手当というのが示されておりますが、国等の算定基準が変わったというか、そのことを受けての改正内容が寒冷地手当の部分になっているようですが、先ほど私が言ったように、今なぜ寒冷地手当なのか。果たして寒冷地手当を職員の皆さんに支給するということは、妥当性があるのかないのか、その辺について。併せて、当然事務方では妥当だという、法的な根拠等に基づいて今回もこういう改正内容を示しているかと思っておりますけれども、ただ、世の中、時代背景とか社会状況等をやっぱり反映した中で、やっぱりこの種のやつは考えていかなければいけないということも一方ではあるのかなというような気がしますけれども、そういう背景とか根拠的な観点から、佐藤部長の御見解をちょっとお聞かせ

ください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

まずは今回のこの101号の条例改正の部分ですけれども、これは寒冷地手当を新たに設けるというものではなく、従前支給されていた寒冷地手当、この部分の単価を時間外手当等の計算式の根拠に加えるというものであります。

議員御質問の今なぜ寒冷地手当なのかというところの部分については、これは先ほど御説明いたしておりますけれども、総務省からの適正な算出をなささいという情報提供のもと、対応するものでございまして、県内25市町村あるわけですけれども、23市町村において実施されているものであります。

議員御質問の中で寒冷地手当の部分について、必要性等々の部分についての御質問ございました。この部分については、昭和二十何年だったかと思うんですけれども、石炭手当というところからスタートした寒冷地用の手当という具合に承知しておりますが、その変革の中で石炭手当、薪炭手当、薪とかの手当ですね、これが最終的には今の寒冷地手当という具合に名称等変えて制度がなされているということになっていと思います。これにつきましては、秋田県内全体において、県としては寒冷地手当を支給しております。市町村によってはという対応もございまして、秋田県全体でその辺の給料の見直しを本市においても準じて対応しているところでございますので、寒冷地手当という部分については男鹿市においてもこのまま支給していくという考えでいるものであります。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 部長答えられたとおりでございますけれども、ちょっと調べてみました。昭和24年にこの法律がスタートしております。寒冷地手当とは、特定の地域が冬の寒い時期に支給されるお金のこと、括弧して、主に公務員に支給される、暖房代も含めた冬期に必要な費用。前の結構寒い時代であれば、例えば10出したものが寒くなくなったと。4、5ぐらいの暖房費用よりかからなければ、むしろそれに合わせた改正、要するに減じてもおかしくない。その方が法律の主旨に沿ったよ

うな支給のあり方でないかというような考え方も出てこようかと思えます。法律で守られているから出せる、それはそれで根拠になろうかと思えますが、しかしながら、世の中変わっていくわけですから、ちなみに寒冷地手当はあるけれども、先ほど言ったように夏が相当暑すぎるぐらい南の方では長期間にわたって暑い、温暖化現象等により暑くなっている。しかしながら、冷房手当とかそういうものは一切ないという、そういう状況です。

今回御案内のように、議会においても相当御議論があった小・中学校のエアコンの設置が予算化されています。片方では従来と比べれば、先ほどから言っているように温暖化等で暑くなっている状況に合わせてエアコンの設置が求められている。片方では寒冷地手当もやる。考え方として、相反する矛盾した考え方がやっていると捉えられてもおかしくない。むしろ、今言ったように小・中学校がようやくエアコンの設置が予算化され、来年度は設置されるわけですが、そろそろこの庁内におけるエアコンの設置、要するに冷房施設の導入も考えていった方が、よっぽど事務作業効率も上がるし、作業の生産性も高まっていくのでないかと。むしろ政策の優先順位というか、予算の投下投資からすれば、財政が厳しいわけですが、窮屈な中でやるとする優先順位からすれば、庁内にそろそろエアコンの設置を考えた方が、よっぽど正解な考え方でないか。ですから、寒冷地手当、私は全てなくせとは言わないけれども、先ほど言ったようなそれなりの状況に合わせた、おおむね、おおむねですけれども職員も納得するぐらいの額で、そのかわり庁内にはエアコンも計画的に設置をしていく。なぜそういう考え方が出てこないか。恐らく今のこの庁舎というのは、この後も相当年数やっぱりもたせないと、使用しないといけない施設だと思います。それが10年なるのか15年なるのか分かりませんが、だとすれば、早い時期に、せめてエアコンだけは整備していかなければ、毎年タオルを持って、最近では職員の皆さんが机の前の方に小さい何か扇風機を使っておりますけれども、恐らく隣の仲間の職員と話をする場合は「暑いな」これから始まる。最初から仕事の議論とかやり取りは、その後でやらざるを得ないと、そういう状況で、決してよくない、劣悪な職場環境の中で仕事をしているというのが、これが現実でないかと思う。なぜこういうものさ手をかけようとしらない。これは担当部長の力では、なかなか限界あるかと思えますけど。職員サイドからこういう要望とか声とかというのは上がっておらないのか。先ほど言ったよう

な、今この時期にエアコンの設置の予算も出すし、たまたま国等の制度等が変わった背景だっているというそういう経緯の中ででしょうけれども、法律改正、寒冷地。おかしくないか、矛盾しているんでないかという指摘、御意見があった場合、どう担当部長として反論するか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えいたします。

近年の温暖化等による異常気象等の部分については十分私ども承知していながら、どういう対応がとれるのか研究しているところではございます。

この条例改正と寒冷地手当の部分については、あくまでも時間外手当的な部分での計算式の一つに加えるということでございますので、その辺のところは御理解願いたいと思います。

ただし、寒冷地手当のあり方という部分については、議員御質問のとおり、なぜそうすれば暖かい南国の方ではそういう冷房手当的なものがないのかというお話は、かなり国でも議論されているという具合に伺っております。今後、寒冷地手当そのものは生活給という形になってございますので、今後、考え方を見直す時期が、いつか来るかと思っておりますので、その際は適正な対応をしていきたいと思っておりますし、本県においても男鹿市は温暖であるということが時々言われておりますので、その部分については十分検討が必要かと思っております。

議員御質問の中にありました庁内の冷房の設備の件ですけれども、現在検討中でございます。あくまでも職員の職務環境という部分で、当然手をつけていかなければいけない事業でございますので、財政の厳しい中、どこに財源を求めるか考えながら実施に向けて検討している最中でございますので御理解願います。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） まず、佐藤部長、寒冷地手当の在り方、妥当性について、まず何とか研究してください。

エアコンの設置、検討中、恐らくこれから具体的に。例えば、全庁内にエアコンを設置、そこそこのやつ、1案がこういうやり方、2案がこういうやり方、そういう積算金額とか出したことありますか。ないですよ。最初からもうエアコンの設置は、

当分無理だっていう考え方が相当強いから、そういう具体的な積算もしておらないと、はっきり言えば。これは市長にお伺いした方がいいかと思えますけれども、やっぱり少なくとも1カ月半ぐらい、今のような、今年は特に盆以降も猛暑が続いておりますけれども、1カ月半ぐらいやっぱりこのままではだめだっていう考え方、整理の中で、そろそろ具体的にエアコンの設置、整備を、庁内につけるという考え方、市長も打ち出した方が正解だと思う。汗を拭きながら仕事して、格好はいいかもしれないけれども、全然事務作業効率、生産性が上がらないという現実は、すごく強いと思う。それで市長がなんぼはっぱ掛けて、能力発揮とか、これやれとかといったって、市長が期待するような答えというか、限りなく100パーセントにはいかないような職場環境を与えているということは事実だ。財政がいくら厳しくても、やっぱり幸い、先ほども言ったように小・中学校のエアコンの設置も、この後できるので、市民感情からしてもそれなりの理解が深まるのでないかと。恐らく夏場、仕事しやすい環境になれば人件費も下がってくると思うよ。そういうことも具体的に考える気があるのかどうか、考えてやる気があるのかどうか、具体的に例えば5,000万円、全庁内でかかるとすれば、債務負担で5年ぐらいでやれば1,000万円ぐらいの毎年の負担ぐらいは、そんなにやり繰りの中で可能な予算投下だと思うけれども、積算してないからそこまで事務方もまだなかなか言われても答え出せないかと思うけども、まずそろそろそういう時期でないのかどうか、市長としてのちょっと考え方お聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

議員から庁内のエアコン設置について、いいアドバイスをいただき本当にありがとうございました。私はね、市長になったときから必要だと思ってました。財源がなくて、ちょっとって話がありますけども、なくても何とかしてやろうということで話を進めている状況です。やっぱり意識が高まらない、こんなに暑い中での作業効率が上がらない、ほかの市役所はエアコンがほとんどあると、そういう状況もありますので、何とか、ちょっと限界を超えてきてますので、議員の皆さんから御理解を賜りたいと思います。

詳細については、部長からもうちょっと話します。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長（佐藤透君） お答えします。

市長がエアコン、空調についてはつけていきたいという思いについては自分方も聞いているところでございます。本庁舎においては耐震補強から始まって、大規模改修工事を実施しております。その中で空調関係の設備改修ということで今現在、設計事務所へ発注してその試算をしているところであります。現在の試算としては、その空調を電気に求めるのか、ガスに求めるのか、いろんな手法、全体的な工事費、この辺を最終的に試算しているという状況になっております。

いずれにせよ、来年度以降の庁舎の改修工事の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

○15番（三浦利通君） 終わりますけれども、市長、なりたてからそのことは主張しているような、担当部長も聞いているような聞いてないような、曖昧な話なんだけど、まずいずれにしても市長も3年半経過しましたので、そういうことは本当にこの後も期待したいと思えます。終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番安田健次郎君

○16番（安田健次郎君） おはようございます。

私からも若干議案質疑をさせていただきたいと思えますけれども、議案第107号については前段、部長から詳しく御説明いただいたので省略しますが、議案第108号について少し質問させていただきたいと思えます。

まず一つは、この男鹿市立幼稚園条例を廃止するという今、太田教育総務課長の条例提案、それだけでしたけれども、中身についてちょっとお聞きしたいなど。

今回の特徴というわけじゃないけど、例えばデイサービスセンターを廃止する、公園条例を合理化する、何か第4次の行革なのか、ある意味では時代に沿った進め方なり対応なりは、これは当然求められるわけだけれども、特にこれからの小・中学校の統合問題も含めて、果たしてこの男鹿市の地域の明るさというか展望というのは、ど

う見るかという不安を結構持っているんじゃないかなというふうに思うんですけども、ちらっとそういう思いで今回の議案を見た場合、介護保険の場合はいつもいじめのような、様変わりのような法案出ますので疑義があったんけども、それは別問題です。

具体的に聞きたいのは、この幼稚園の廃園になりますと、廃園の主な理由というのは何なのか改めて聞きたいんです。大体察しはつくんですけども。

二つ目は、閉園に当たってそれなりの事務方なりの対応を今までなされて、合意を得てここまで来たんだらうというふうには思うんです。今朝ほども保護者の方々と対応してきたんですけども、ただ、一方的な形で人数が減ったから云々、今現在いるのは13名でしょう。最年長者が11名か、残り2名ということだから、察しはつくんですよ。つくんですけども、新たにどの程度入園なさるのかは、まだ定かではないようだけれども、いずれそういう幼稚園を数が減ったから、入園者が足りないからやめちゃおうという問題だけじゃなくて、保護者とね幼稚園がない場合、どういうふうな地域の問題もあったり、思いというか、保護者の、こういうのはどう捉えたのか。どう対応して、アンケートは取らなかったようだけれども、どう対応したのかというのをちょっと2番目に聞いておきたいなと思います。

それから、この後も希望者が出た場合、今、いづみ幼稚園があるわけだけれども、まだまだ幼稚園志向というのがあるのかないかちょっと、市民の意向というのとは分からないけども、例えば希望者がいれば勝手にというか、民間ですから、いづみ幼稚園へ行くだろうし、それはあると思うんですけども、ただ、ない場合はどこへ誘導するのかという責任問題も出てきますよね。例えば中央地区、野石地区、払戸地区で幼稚園があればなという、私は幼稚園の方がいいなといった場合への、想定ですけれども、その場合、どう誘導するのか。南保育園に誘導するのか、玉の池保育園へ誘導するのか、そこら辺の在り方というのは、どういうふうになされているのかお聞きしたいなというふうに思うんです。

それから、もう一つ、これと絡んで、幼稚園の廃園、当然決定なさるんだらうと予測はするんですけども、小学校も中学校も含めて、その地域地域で、やはりいわゆる拠点というかシンボルというか、そういうものがずっとなくなっていく。デイサービスの問題だけじゃなくてね、固めちゃって、だんだん利用しなくなったり、シンボル

的なものが不足していくと、小・中学校の今取り組んでいる教育方針ね、地域と一緒にやってやっている、ああいうのが薄れていって、ますますこの男鹿市に対する市民の期待感というか、高揚感というか、それが薄れて、逆に何かね、失望感というか、何ていう、表現の仕方、私こども弱いわけだけれども、何かそういう感じが高まってきたんじゃないかと。これ、なぜかという、何で統合、合併というのは、私アンチ的な言い方するかといえばね、例えば市町村合併、この弊害がいっぱいあったわけですよ。それから、農家であれば農協の合併、これの弊害もひどくありました。共済組合の合併、土地改良の合併。必ず遠いところ、弱者が切り捨てられます。これに対する批判が今、過疎化の中で起きているという現象も見なけりゃならないと思うんですね。そういう点でいけば、もう少し、できれば小さくてもいい、この後ね私、統合問題でいつか教育関係者と御相談したいなと思っているのは、小さくてもきらめく小学校、あってもいいんじゃないのかなと。通学に1時間もかけるような統合よりもね。今、コロナの関係で、20人学級を要望しているわけでしょう、責任者が。市長もいるわけだけれども。だから今、40平方メートルの中で40人学級というのは、もうコロナの関係からいけばナンセンスですよ。ですから、教室を分けて、2回に分けてやったりしているところもあるわけだけれども、男鹿市の場合、それ別に、ちょっと逸れてしまって申し訳ない。それは別として、そういう今のね地域に対するこの保育園を廃止することによっての捉え方というか、どう考えているのかなというのもちょうと今聞いておきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） ただいまの幼稚園条例の廃止条例でございますが、保育施設関連と関連しますので、市民福祉部の方から答弁させていただきます。

まず、この度の若美幼稚園の閉園理由でございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、現在の若美幼稚園の入園児数は5歳児で11名、3歳児で2名でございます。これは昨年度から想定されておりました人数でございますが、新たな入園者数を期待しておったところですが、今年度については新たな入園者数はございませんでした。

昨年この実態、入園者数ゼロという実態を受けて、ただいまの老朽化等、今後の入園者の見込み等、総合的に勘案した結果、今後の新たな入園児童もなかなか見込めない状況にあるということで、若美幼稚園につきましては令和3年度をもって、現在の5歳児が卒園いたしますと2名という状態になりますので、やはり存続は難しいということで令和2年度をもって閉園するという決定を昨年決定しております。

閉園に向けた保護者及び地域への説明でございますが、11月から年明けにかけて若美地区の町内会長連絡協議会並びに地元鶴木町内会の方へ、会長の方へ説明し、意見を伺うとともに、この閉園決定の説明をしております。

また、保護者に対しましては、2月の幼稚園の評議委員会で説明するとともに、幼稚園保護者会へ出向きまして、保護者の方々へも説明し、やむなしということで理解を得ていると認識しております。

今後の保育行政につきましては、当初、今後の予定といたしまして保育施設の、児童施設の再編計画というものをもちまして、五里合を含め、玉の池、若美南、若美幼稚園を含めた再編ということで昨年7月から地元の保護者の方々、また、地元の町内会の方々とともに意見交換をしてきた経緯もございます。その当時からいきますと、若美幼稚園が廃園になるということで、当初の予定がちょっと大幅に変更となることにもなりますので、この幼稚園を希望する方々の受け皿として幼保一体型の新施設を建設するという方向で向かってきておりましたが、これらにつきましても、この状況の変化を踏まえ、今後、建物の老朽施設の状況並びに今後の保育入園者児童数の状況も踏まえながら再度検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 16番

○16番（安田健次郎君） 町内会長に説明もしているというから、だから行き届いたというわけじゃなくてね、保護者にも2月には説明したという話なんですよ。もう方向が決まっちゃってるからね、そういう統廃合の問題になると、一方的に決めつけてから、方針が出てから保護者を納得させるというふうな方向が、手法が根強いような感じがするんです。だから、これ反対なればどういふ結果が出るかなというのは私興味持っているんだけど、今度の小・中学校の統廃合の教育委員会の諮問委員会で、協議会で決めて方向が出ています。ところが、アンケートが先にもし出た場合、

それから、説明会が先にやった場合と、方向が出てきた場合の意見の食い違いが私出るんじゃないかなという感じを持っているんですよ。そういう点では今回の進め方が、やっぱりそういう形でやむを得ない形で押し切っているんでないかなというくらいがありますけども、その点についてはいかがなんでしょうかと、もう一回聞いておきたいと思います。

それから今、幼保一体というのは、これはあともうなしになっちゃうわけでしょう、今後は。だからいづみ幼稚園との絡みで幼保一体という言葉が存在するのかどうかということも、今ちらっと、今すぐではないというような言い方したようだけれども、それはなしになるのかどうかということです。その点についてはどうなのかと。

この際聞いておきたいんだけど、今の幼稚園がそれぞれ今六つか、これの方向というのは、いつ頃まで検討してやろうとしているのか、その計画というか。例えば、具体的にいうと玉の池保育園はもうどっかへ吸収すると。北浦保育園はどっかに吸収するというところ、具体的に今検討しているのかどうか、その中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

児童施設の再編計画、これは平成30年度に計画を立てまして、その計画に基づきまして昨年度、若美地区、五里合地区、これらを再編するという計画に基づいて各地区で意見交換を行っております。この若美幼稚園の閉園を決定する前に、7月に各保育園におきまして保護者との意見交換を行っております。その中で、やはり議員がおっしゃるように少人数でも保育のメリットがあるというふうな御意見や、やはり子どもの教育等を考えた場合、大人数、もうちょっと多い人数でやっていただきたいというさまざまな意見を頂戴しております。若美幼稚園においても、この8月にかけて、閉園が決定する前に、この再編計画ということで保護者から意見をいただいているところであります。若美幼稚園につきましては、現在の児童が卒園いたしますと、もう2名ということもありまして、おおむね地域再編はやむなしというふうな意見に集約されたものと聞いております。

今後ですけども、再編を計画しておりました若美幼稚園そのものがなくなると。ま

た、玉の池、五里合につきましては、やはり園児の移動距離等もありまして、非常に再編には難色を示される保護者の方も多いというのを意見交換でも確認してございます。これらの状況も踏まえますと、なかなか今現在のその施設整備計画、そのままいくには、やはりちょっと新たな保育施設の建設ということになりますので、幼保一体的な建設どうしていくのかと、若美幼稚園のその閉園を受けまして玉の池、五里合の状況等も踏まえて、建物の老朽化等、総合的に勘案し、再度ちょっと計画を立て直したいというものでございます。当初の予定では今年度、新保育施設の建設場所を設定し、事業計画を決定しまして来年度には建設というふうな予定しておりましたが、それらも含め総合的にもう一度ちょっと再検討しなきゃいけないというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 今、山田部長が慎重な取扱いをやるということで、やや安心しているわけだけれども、それを強く求めたいと思います。というのは、経験上なわけだけれども、秋田市内に認可保育所が足りないとき、個人的に2人か3人雇って、集めてやっている保育所がいっぱいあるんですよね。そこが決して悪いかというと、そうでもないんですよ。一般の資格の取得している人もいるわけだけれども、無認可保育所のね、ここでやっている2人、3人を扱う、私の娘が下宿したところなどは特にそうやったんだけど、そういうところもあるわけでね、必ずしもいっぱい集めてやればいいという問題でもない、保育というのはね。小・中学校とはまたちょっと違った要因がありますので、できる限りの慎重を求めて進めるのかなということを確認して終わりたいと思います。最後の質問についてお願いします。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） お答えいたします。

やはり保育事業といたしましては、やはり数人に対して建物、維持補修をしながら職員を配置し、それら事業を行うということの、そこら辺ところも総合的に勘案しながら決定していかなければならないものと考えております。

方法といたしましては、統合的なものであっても、小規模保育ということでゼロ歳

から2歳児の方々、それらに対する小規模保育という方法もございますので、それらの建物の状況並びにそういうふうな新たな保育の道を総合的に検討して計画を立て直したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠君の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠君） すいません、通告なしだったんですけど、説明を聞いてちょっと伺いたいと思ったので、何点かお願いしたいと思います。

一つは、107号なんですが、これの条文の改正を見ますと、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合と、そのときに介護支援専門員ということの変更を書いているんですが、男鹿市ではそういう状況に今なっているのかどうかという現状が、やっぱりこの条例をつくらなきゃいけないような現状に今なっているのかなということをお知らせ願いたいというのが一点です。

それから、109号、観光文化スポーツ部の先ほどの公園条例の一部を改正する条例で、先ほどの部長の説明によりますと、そもそも、もともと規則でこれはあったのを条例にすることだったんですが、それで聞かなくてもいいのかなと思ったんですが、29ページの下の方、使用料のところ、業として写真の撮影とか募金とかこういうのは分かるんだけど、「業として映画の撮影」って書いてたのが気になって、何かこの公園を使って映画でもやるのかなと。何かそういう計画があって、これ決めてるのかなということをおっしゃったので、その辺お知らせ願えればと、映画というのはなかなか出てこないもんですから、それを感じましたのでお知らせ願いたいと思いました。

それから110号の件ですが、これ今、条文をずっと読んでみますと、都市公園というものがどこのことをいってるのかということがちょっと、委員会とかにいけば分かるんでしょうけども、どこの公園のことがこういうふうになってしまうのかなと。そもそもこの有料だったところは有料の都市公園もある程度分かるんですけども、全体この都市公園というのはどこの部分を大体概略いつているのか、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 山田市民福祉部長

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） 私からは、指定居宅介護支援等の条例改正でございますが、今回の条例改正は、省令の改正に伴いまして主任介護支援専門員の全国的な人材不足等に対応するために、省令の改正によって、やむを得ない場合に主任看護支援専門員でなくても管理者とすることができるという規定を設けるものでございまして、従来の主任介護支援専門員の方が管理者にならなければならないという基本方針は変わったものではございません。

今現在、経過措置といたしまして設けられておりますが、ちょっと男鹿市内の事業者の中で、その経過措置、これを使っている事業所があるのかどうか、ちょっと今時点で把握してございませんので、大変申し訳ありませんが、あくまでも省令の改正によりまして人材不足に対応するために真にやむを得ない場合、どういう場合かと申しますと、今まで勤めていらしゃった主任介護支援専門員の方が急に退職されるとか、病気になった場合、そういう場合が想定されているというふうになっております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文君） 私からは、男鹿市公園条例の別表第1に掲げております業としての映画の撮影に関することでございます。それではお答えいたします。

そもそもこの別表第1に掲げております物品の販売、募金、その他の行為、これに類する行為、業としての写真の撮影、業としての映画の撮影、あとそれから後ろにも興業とか競技会、または集会、その他、これらに類する行為、その他の占用、これらは全て条例の7条に現在規定されている内容でございます。条例の7条の趣旨といいますのは、この公園を目的外で使用する場合に使用料を徴収すると、そういう規定で設けられたものでございます。どういう場合に目的外の使用に当たるかということで物品の販売であるとか、写真・映画の撮影であるとか、興業を行うこと、そういった

ものを条例の7条で規定しているということで、もともとこういうふうなものを規則の方で使用料の額を定めていたものでございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） お答えいたします。

議案第110号のいわゆる都市公園ですけども、こちらにつきましては、具体的には男鹿市の運動公園、こちらの方をこれまでは体育館、野球場、陸上競技場などのいわゆる有料の施設の指定管理をお願いしていたわけですけども、これに加えて園路、芝生広場、それから植樹の管理、こちら公園の中の施設、これを一体的に指定管理できるようにというふうはこの条例改正を行ったものでございます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） ありがとうございます。

107号の件は、省令の一部改正によってという、よく条例の改正のときは上の条例が変われば変わるというようなことなただけけれども、やはりちょっと残念だったのは、やっぱり男鹿市の現状をちゃんともうちょっとチェックされて、男鹿市で必要なことまで本当はあったらいいのかなと思っておりますので、今まず取りあえずこれを変えておくということなんでしょうが、チェックができていればよかったなと思っておりました。

観光文化スポーツ部の件は理解できました。ありがとうございます。

それからもう一つ、最後の男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例、110号ですが、となると、この運動公園ということで今まで有料だったところを指定管理にしたということで、今後またほかのところも、無料のところもということは、指定管理料がアップしたりというようなことになってくるのかなと。その辺はどうなりますか。

○議長（吉田清孝君） 柏崎産業建設部長

【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長（柏崎潤一君） お答えいたします。

これまで市の方で管理しておりました園路、それから芝生、樹木の剪定等、そうい

うものも一体的に管理していただきますので、その部分も指定管理の方に管理費としてやってもらうということになります。市が行う、いわゆる公園の整備を民間のそういうノウハウ、それから民間のやり方で、なるべく効率的に、それから効果的に整備していただきたいというところもあります。

詳細については、これから内容を詰めて、公募の際に条件としてお願いするということをございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第101号から第111号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第112号から第114号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第112号から第114号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○議長（吉田清孝君） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第96号から第100号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号から第100号までについては、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月9日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日8日から17日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日8日から17日までは議事の都合により休会とし、9月18日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時14分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第101号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第105号 男鹿市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 男鹿市介護保険条例及び男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 男鹿市立幼稚園条例を廃止する条例について
- 議案第111号 財産の無償譲渡について

産業建設委員会

- 議案第109号 男鹿市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 1 1 2 号 令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 1 1 3 号 令和 2 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 1 4 号 令和 2 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

- 議案第 9 6 号 令和元年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 7 号 令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 8 号 令和元年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 9 号 令和元年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 1 0 0 号 令和元年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

